

1962年10月12日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時18分～午後4時17分)

2. 出席議員は次の通りである。

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|----|-------|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 天久豪太郎 | 8番 | 石田英正 | 15番 | 宮城盛昌 |
| 2" | 比嘉定亮 | 9" | 安里安明 | 16" | 宮里敏行 |
| 3" | 天久盛雄 | 10" | 又吉正弘 | 17" | 伊佐貞寿 |
| 4" | 安次富盛信 | 11" | 石川繁 | 18" | 中里幸助 |
| 5" | 石川真六 | 12" | 大川昇 | 19" | 武島行男 |
| 6" | 仲村春果 | 13" | 伊佐真得 | 20" | 仲村盛光 |
| 7" | 稻嶺正康 | 14" | — — — — | 21" | 古波藏清次郎 |

3. 欠席議員は次の通りである。

14番 仲村喜永。

4. 市町村自治法第61条の規定により、説明のため出席した者は次の通りである。

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|
| 市長 | 仲村春勝 | 助役 | 呉屋真徳 | 収入役 | 仲村春松 |
| 総務課長 | 松川正義 | 財政課長 | 当山全喜 | 経済課長 | 沢し安一 |
| 建設課長 | 桑江良徳 | 水道課長 | 奥里将俊 | | |

5. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅、伊佐正義

6. 議事日程は次の通りである。

日程1. 議会運営の説明

日程2. 議案第31号 水道資材供給契約を結ぶことについて。

7. 会議の顛末

議長. 出席18名であります。市町村自治法第53条により議会は成立致しました。よつてただいまより(第4日目)の議議を開きます。(午前10時18分)

" 暫休憩致します。(午前10時19分)

" 再開致します。(午前10時20分)

議長． 日程第1．議会運営説明について、

” 休憩をして進めることに致します。

” 休憩致します。（午前10時21分）

” 再開致します。（午後2時6分）出席18名

” 6番、18番の出席を報告致します。

” 午前に引続き議会運営についての説明をお願い致します。

” 休憩します。（午後2時8分）

” 再開します。（午後3時2分）

” 日程第2．議案第31号水道資材供給契約を結ぶことについてを議題と致します。

書記をしてろう読せしめます。

” 提案者の説明を求めます。

市長． 大謝名及び大山（マーシー）地内の配管延長並びに改設工事用の資材購入にあたり、議会の議決が必要でありますので提案してあります。よろしく御審議の程をお願い致します。

議長． 質疑に入ります。

8番 指名競争入札について御説明願います。

水道課長． 入札は公入札にすべきであります。メーカーが決つておりますので（福山商事、いわ谷商事、万弁社流、琉金商事）**指名競争入札**にしてあります。

19番 価格、数量等について御説明願います。

水道課長． 2インチが5,45\$。インチ半が3,48\$となつております。その外に継手類、ユニオン等となつております。

19番 150 ^m/_m は口径か？

水道課長． 6インチの圧力管です。150 ^m/_m 130本で3,525\$となつております。

1番． 大謝名・大山地内の配管延長並びに改設工事となつておりますが、どの地域に延長するか、又そのカ所について御説明願います。

水道課長～ 大山（マーシー）で米軍貸住宅の方であります。管が8インチパイプで敷設してしてあつたが、個人々々がくものすのように引かれている。これは水道公社から移管になつていゝるものであります。

現在のまま維持管理をして行つた場合、水代をまかなうことのできないので改設工事して給水管理を充分やつて行きたい、又これによつて水道料金の引下も可能だと思つております。

大謝名の方は、バス停留所の所で16インチパイプで市場方面、公民館の下、宇地泊の方、電々公社の上の方までは現在給水はしてあるが、上の米人貸住宅の方と井口水の汚せんしている所まで給水したいと思つております。

15番～この案件は大山、大謝名となつておるが、その外に早急にやらなければならぬ所はないか。

水道課長～1号線沿にもありますが、予算の範囲内で水の困つている所からしたいと思つております。

3番～本契約の年月日について、又指名入札に応じた会社は。

水道課長～1962年9月3日であります。会社名は福山商事、いわ谷商事、万弁社、琉金商事、沖繩工業、宮城工業商事であります。

3番～9月3日に契約されているが、これは本契約であるのかどうか、又指名入札に応じた会社は全部協会に加入しているどうか。

水道課長～現在は仮契約をしております。協会に加入しているかどうかは良くきいておりません。

19番～先の説明で、大山(マーシー)は水道公社から移管されたと、ろう水が多く配管がえをするとのことではありますが、現在配管されている資材はどうなるか。

水道課長～これは自己負担でありますので、使用出来るものは米人と話し合つて使用したいと思つております。

1番～改設工事について、現在は4.85\$しか徴収してないと、改設することによつて、メーターも取り付け、条例による使用料を徴収することであるが、需要者とも納得の行くように話しあわれたのか。

水道課長～話してはないが契約にも当分の間、4.58\$なつておりますので、水道公社と話し合つて出来るようになっておりますので、又公社としてもこの契約はかえなければ出来ないといつておりました。

1番 ~本契約をして、いつごろまむにはこの工事は完成するか。

水道課長~来月1ばいにはどうしても着工したいと思っております。大謝名の方は1ヶ月位だと思っております。

3番 ~マーシーの場合工事が完了すれば、市の条例を適用するのかどうか、又当分の間は適用しないのか。

水道課長~これは個人々の切替の月日においても違ふが、それによつて切替る方法もあるが、少なくともメーター制にはしたいと思っております。

3番 ~メーターを全部取り付けるわけか。

水道課長~(はい)メーターを取り付けて、それによる料金を徴収したいと思つております。

市の条例を適用したいということを、文書でもつて再三にわたつて接渉している。

3番 ~市の条例を適用しないで、公社の料金にしたいとのことか、それは公社とも話し済みであるのか。

水道課長~これは今申し上げたとおり、当分は出来ないがその線までもつて行きたいと思つております。

出来れば、なお接渉をして市の条例を適用したい。

議長、お語り致します。ただいま定刻4時であります。後暫く時間延長をしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長、御異議がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

3番 ~6,000ガロン使用しても4,85\$であると、その半分使用しても4,58\$徴収出来るかどうか。

市長~大山(マーシ)を移管した場合、工事はすでにやられているし当分の間特別にやつてもらいたいとのことで4,58\$。

あの場合資材があれば、条例を適用してやれたかも分らないが、普天間の工事もまだでありましたので。

又条例適用については、理事会でしか決定できないので、今直ぐということは不可能であります。

議長～大体質問もつきたようであります。質疑を打ち切りたいと思うが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

” 御異議ないものと認め、質疑を打ち切ることに致します。

” では本案に対する討論を願います。

19番～原案に賛成致します。

市一円の条例適用を一回早く実施してもらおうよう御要望申し上げて、原案に賛成致します。

議長～ただいま19番さんより、原案に対する賛成意見がございましたが、外にありませんか。

なければ討論を打ち切りたいと思います。

(異議なしと呼ぶ)

” 御異議がないものと認め、討論を打ち切ることに致します。

” では本案を表決に付します。

” 原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

” 御異議がないものと認め、議案第31号水道資材供給契約を結ぶことについてを、原案通り可決決定致します。

” 暫休憩致します。(午後4時15分)

” 再開致します。(午後4時16分)

” 本日の日程はこれを以つて終ることに致します。なお、次回は10月15日午前10時より会議を開くことに致します。

散会(4時17分)